五　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第四十条第二項第一号
六　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百五十七条第二項第一号及び第二百八条第二項第一号
七　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下この号において「夜勤基準」という。）第一号ハ、第二号イ(3)（夜勤基準第六号ハ及び第九号イ(3)において準用する場合を含む。）、第二号ロ(3)(ⅲ)（夜勤基準第七号ハ及び第九号ロ(3)において準用する場合を含む。）、第三号ロ（夜勤基準第十号において準用する場合を含む。）及び第五号ハ
八　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第６の３、別表第11の１の２、別表第12の１の２、別表第13の９、別表第14の８及び別表第15の９
九　厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）第二号ロ、ハ及びヘ並びに第三号ロ
十　厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下この号において「平成二十四年基準」という。）第十五号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第八十五号において準用する場合を含む。）並びにハ(1)、第十七号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第八十七号において準用する場合を含む。）、第二十一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)（平成二十四年基準第六十七号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、第二十四号イ(1)㈠（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、イ(2)㈠（平成二十四年基準第六十七号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ロ(1)㈠（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ロ(2)㈠（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、ハ(1)㈠（平成二十四年基準第六十七号及び第九十一号において準用する場合を含む。）並びにハ(2)㈠（平成二十四年基準第七十二号及び第九十一号において準用する場合を含む。）、第三十三号イ(1)及びロ(1)（平成二十四年基準第九十四号において準用する場合を含む。）並びに第三十八号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)（平成二十四年基準第九十八号において準用する場合を含む。）
十一　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下この号において「平成二十四年施設基準」という。）第十四号イ（平成二十四年施設基準第十八号、第五十号、第五十八号、第六十四号、第七十九号及び第八十二号において準用する場合を含む。）及び第五十三号において準用する平成二十四年施設基準第四十四号ハ(1)
別表第四
一　児童福祉法に規定する障害児入所施設又は情緒障害児短期治療施設
二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
三　老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
四　介護保険法に規定する介護老人保健施設
五　その他医療等を提供する施設
別表第五
一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であって、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
二　医療法に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所
三　老人福祉法に規定する軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
四　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）に規定する国内ハンセン病療養所
五　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
六　その他入所又は通所サービスを提供する施設

公　告

諸　事　項

公示送達

再審査請求人　東京都江東区東砂７―13―９―501
小谷家慎吾
上記の者に送達すべき平成22年８月５日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成24年９月13日
厚生労働大臣　小宮山洋子

再審査請求人　東京都江東区東砂７―13―９―501
小谷家慎吾
上記の者に送達すべき平成22年８月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成24年９月13日
厚生労働大臣　小宮山洋子

再審査請求人　大阪府大阪市西成区千本南２丁目７番16エクセル千本ハイツ305号
山崎　真悟
上記の者に送達すべき平成23年２月９日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成24年９月13日
厚生労働大臣　小宮山洋子

再審査請求人　大阪府大阪市西成区南津守７丁目９番33号ビバリーヒルズ岡田５Ｈ
三好　亮太
上記の者に送達すべき平成22年９月14日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成24年９月13日
厚生労働大臣　小宮山洋子

再審査請求人　大阪府大阪市西成区玉出西１丁目19番１号ベルメゾン玉出307
齋藤　祐也
上記の者に送達すべき平成23年１月14日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成24年９月13日
厚生労働大臣　小宮山洋子

再審査請求人　大阪府大阪市西成区岸里２丁目３番３号第２大塩ビル708
岩本　研二
上記の者に送達すべき平成22年12月28日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成24年９月13日
厚生労働大臣　小宮山洋子